



感染症対策マニュアル

法人名	株式会社ムッシュ	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
代表者	西村大悟	管理者	須磨健太
所在地	大阪市天王寺区 上本町 8-7-8	電話番号	06-4302-4833

2024 年 4 月 1 日

【目的】

子どもが集団生活をおくる児童発達支援/放課後デイサービスでは、感染症に罹患する可能性が高い。そのための対策として、感染症の発生を予防し、また感染症が発生した場合でも早期発見し、拡大を防ぐことを目的にマニュアルを作成する。また、衛生面については、スタッフ同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子どもたちに指導できることを目的とする。

【感染経路】

感染経路には次のものがある。

1・飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴を近くにいる人が吸い込むことで感染する。飛沫は 1-2m 飛び散るので、2m 以上離れていれば感染の可能性は低くなる。

2・空気感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した病原体がエアゾル化し感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人もそれを吸い込んで感染する。

3・接触感染

感染している人に触れることで伝播がおこる直接接触感染（握手、だっこ、キスなど）と汚染された物を介して伝播がおこる間接触感染（ドアノブ、手すり、遊具など）がある。病原体の付着した手で口、鼻、目を触ること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって、病原体が体内に侵入する。

4・経口感染

病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。また、便中に排泄される病原体が、便器やドアノブに付着していて、その場所を触った手からも経口感染する。

5・血液・体液感染

幼児児においては接触が濃厚であること、怪我をしたり皮膚に傷があることで、血液や体液を介した感染が起こりうる。

6・節足性動物感染

病原体を保有する昆虫やダニがヒトを吸血する時に感染する。

【基本的姿勢/職員の衛生管理】

1・室内を清潔に保つ

- ・室内の空気を入れ替え、こまめな掃除やタオル類等を交換する（ペーパータオルを使用するなど）清潔な環境を保つ。
- ・開所前だけでなく、時には子ども達と一緒に掃除をしながら、気持ちよく生活できる環境を作る。また、害虫対策も季節に合わせて行う。

2・支援員自身が手洗いやうがいを行う

- ・風邪や食中毒等の予防として、支援員も手洗いやうがいを必ず行う。
- 特にインフルエンザなど感染性のある病気が流行している時には、手洗いやうがいだけでなく、マスクを着用するほか、ペーパータオルやアルコール/次亜塩素酸ナトリウム消毒の使用等、細心の注意をする。

3・爪は短く切り、清潔にする

- ・爪と指の間は洗いにくく、爪が伸びていると清潔を保つことができない。
- 職員は爪を短く切り、清潔にすることは当たり前のことながら、子ども達は遊びやケンカ等でも爪が伸びていると危険な上、感染リスクを高める要因となる。その為、普段から子ども達の爪が伸びていないか観察する。

4・小さな変化にもしっかり注意を払う

- ・日頃から室内で子ども同士が密接している環境では、風邪やインフルエンザだけでなく、頭ジラミや水虫等も流行しやすい。
 - ・事業所内での感染があった場合は、それ以上拡がらないように室内や遊具等を清潔に保つよう心がけ、子どもの感染に気付いたら迅速に保護者へ伝える。
- また、感染症に関する知識と対応策も支援員として学んでおくことが必要。

【感染症への対策と発生時の対応】

事業所内や学校あるいは地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大予防を図れるよう情報交換を行うことも重要である。なお、下の表に示すような学校での出席停止措置が法で定められている感染症については、その症状が疑われる場合は保護者と連絡を取り合い、関係機関へ連絡する等、対策を講じる。また、感染が確認されたときは事業所内での感染を防止するため、感染の恐れがなくなるまで利用を停止する。

学校での出席停止措置が法で定められている主な感染症

種	感染症の種類	出席停止の期間の基準等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規程する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 百日咳 麻疹	・インフルエンザ：発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日（幼児にあっては三日）を経過するまで。 ・百日咳：特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

	流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・麻疹：解熱した後三日を経過するまで。 ・流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・風疹：発疹が消失するまで ・水痘：すべての発疹が痂皮化するまで。 ・咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで（アデノウイルスのみでなく発熱・結膜炎・咽頭炎を主症状とする） ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【緊急時について/緊急時とは】

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。

障害児通所支援サービス事業の従事者は、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備え、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

【事故発生予防のための情報収集】

1・利用者の疾患等の情報収集

- ①主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集する。
- ②収集した疾患に関する情報を整理する。
- ③サービス提供の際の事前の体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性を予測する。

2・利用者や保護者とのコミュニケーション

- ①モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- ②利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である。
- ③顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

【緊急連絡先等の整備】

1・緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備えて素早く対応できるように、利用者の家族、主治医、他事業者等を記載した緊急連絡先一覧を作成しておく。

2・医療情報の記録票

緊急時の搬送先が、主治医の病院とは限らない。やむを得ず搬送先に同行した場合は、できる限り、担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報

を伝えなければならない。その為には、事業所から当該病院に FAX 等を送付することができるよう次のような医療情報を整理しておく。

- ①過去の疾患及び現在治療中の疾患
- ②服用している医薬品名等
- ③アレルギー情報等

【緊急時の対応】

1・緊急連絡

- ① 状態に応じて主治医に連絡、または 119 番に通報する。
- ② 保護者に連絡する。
- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④ 事業主・管理者に連絡し対応を協議する。

2・119 番通報

- ① 救急車が迅速に到着できるよう事前に事業所の案内方法を想定しておく。
(目標となる建造物等の確認)
 - ② 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
 - ・意識（意識がない・反応がない・呂律が回らない等）
 - ・呼吸（呼吸がない・呼吸が速い・遅い・弱い等）
 - ・脈拍（脈拍がない・脈拍が速い・遅い・弱い等）
 - ・体温（高い・低い）
 - ・吐血、下血（色・量・回数等）
 - ・嘔吐（嘔吐物の色・量・形状等）
- ※状態を記録する。

3・応急処置

医療行為はできないが状況に応じ可能であれば次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、1 階の AED を使用して対応

4・救急車の誘導と到着後

- ① 道路に出て、救急車を誘導する。
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する。
- ③ 状況を詳しい者が救急車に同乗する。

5・結果の報告・記録

- ① 対応結果について、保護者に報告する。
- ② 緊急事態または事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。
特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことになるので、従業者の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。
- ③ 対応手順に問題点がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

＊なお、『感染症対策マニュアル』は当該マニュアルを策定した上で、
『通所系/障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル』
（厚生労働省 障害保険福祉部 令和2年12月策定）

並行して使用するものとする。

この『通所系/障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル』には極めて詳細な対策が記されていることから、スタッフはしっかりと内容の確認を行うこと。

<更新履歴>

更新日	更新内容
2025 年 4 月 1 日	研修後変更なし